

令和 3 年 3 月 26 日
可児市福祉部介護保険課

指定居宅介護支援事業所の管理者要件について

平成 30 年度に設けられた指定居宅介護支援事業所における管理者要件について、経過措置期間を事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間を令和 9 年 3 月 31 日まで延長する等の省令改正が行われました。

それに伴い、可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を改正しました。

変更点

① 第 6 条第 2 項（管理者要件）

指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないこととしていますが、以下のような理由がある場合で、市が認めた場合は、要件の適用を 1 年間猶予し、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。

○ 令和 3 年 4 月 1 日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等

② 附則第 2 項及び第 3 項（管理者に係る経過措置）

令和 3 年 3 月 31 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予する。

※令和 3 年 4 月 1 日以降に管理者を変更する場合は、主任介護支援専門員の資格が必要となりますので、ご注意ください。